


2022年7月20日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

生協労連 コープネットグループ労働組合

中央執行委員長 

2022年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の千葉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2022年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大の下で千葉県の最低賃金引上げ額は、2020年は2円の引き上げ、2021年は28円引き上げで、最低時給は953円となりました。最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的としています。しかし、収束の見えないコロナ禍と物価高騰で格差や貧困の問題は、より深刻さを増しています。

コロナ禍での非正規の生活は、より厳しく、マスクの購入などの負担は現在も続いています。2022年5月に総務省が発表した5月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が2020年を100として、101.6となり、去年の同じ月を2.1%上回って、9か月連続で上昇しています。上昇率は、消費税率引き上げの影響を除けば13年7か月ぶりに2%を超えた4月に続き、2か月連続で2%を超えています。

ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁、原材料価格の高騰により、エネルギー、食料品の価格が大きく上昇しています。それが私たちの暮らしを圧迫しています。エネルギー（電気・ガス・ガソリンなど）、特に食料品は生活必需品であり、高い頻度で購入する品目です。様々な物の価格が上昇していることから、私たちは支出を抑える対応を余儀なくされています。

例えば、200円のパンが食べたくても100円のパンを購入する。スーパーへの買い物は値下げの時間帯に行くなどの工夫をしています。ぜいたく品や購入頻度が低い物であれば、価格上昇率が高い間その購入を控えれば、物価高の影響から逃れることはできますが、生活必需品の購入を控えることは困難です。現状では、商品価格が値上げされても値上げに見合う賃金の改定はされません。

千葉県の最低賃金額で1日8時間、週5日働いても年収は180万にしかありません。

非正規労働者にとって最低賃金の額がいくら上がるかは死活問題です。一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務です。生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく1,400円～1,500円という結果が出ています。つまり、千葉県の最低賃金953円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されています。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

千葉県内では、コロナ禍が長引き、医療・介護・保育・福祉関連の経営が悪化し労働者の心身は疲弊しています。私たち生協の職場でもエッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染のリスクと隣り合わせのなか働いています。心身ともに疲弊していることはどの仕事に就いていても同じ状況です。また、職を失うことへの不安感や住み慣れた土地で働くことを望む声もあります。



コロナ感染拡大で、失業が増えた時期には、生協関連子会社の採用も進みました。しかし、現在は生協の職場で働いた収入だけでは生活基盤を支えるだけの収入には遠いため、転職を考える人も多く職場は欠員状態となっています。非正規労働者への転職を希望する理由の聞き取りでは、「同じ職種で時給の比較をすると千葉県内で働くより、東京都内で働いた方が良い」と回答されています。他には、将来の生活の不安があるため、収入を増やして貯金をしたいという内容もありました。

非正規の中には、ダブルワークという形で生活費の補填をしている人も多くいます。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。また、非正規雇用の多くは女性です。非正規で働く女性のうち「配偶者」は58.8%、自身が世帯主や単身者は19.4%と2019年総務省労働力調査で発表されています。

かつて、非正規女性の収入は家計補助とされてきましたが、正規の賃金水準が上がらないなか、家計にとってなくてはならない収入となっています。最低賃金が上がらなければ賃金が上がらないという関係にもなっています。どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一価値労働同一賃金を実現させ、いまのような地域間格差を解消し全国一律制の最低賃金制度にすることが必要です。

3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

中小企業は、最低賃金の引き上げについて、国民の消費購買力の向上、内需拡大、地域経済の活性化の点から重要な課題としています。しかし、大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減や取引の適正化を進め、下請け事業者等の中小企業が労務費上昇分を取引価格に円滑に転嫁できる状況にしなければ、コロナ禍で経営が厳しい中では、事業継続がさらに困難になるとしています。

経済が困難だからこそ最低賃金を上げるべきとの声に対し「支払能力」の問題があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この「支払能力」を中小企業の企業努力にだけ求める政策を転換する必要があります。

中小企業に対し賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算額は全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」では、労働者のみならず中小企業への支援も厚くすべきです。経済を回復していくためにも、個人消費を促進していく政策の導入が早期に必要です。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

コロナ禍による世界経済の低迷と生産性の減少、ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁、原材料価格の高騰など世界経済が混迷を深めています。そうした中でもアメリカの政府雇用職員の時給は、2,025円となり、ドイツでは10月から最低賃金を1,683円に引き上げると法案を可決しました。イギリス、フランス、ベルギーなども1,600円台になっています。

日本政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」のなかで、「できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1,000円以上になることを目指す」としています。しかし、引き上げの時期については、「できるだけ早期に」とするだけで具体的にはなっていませんし、1,000円では、人間らしい生活をおくるために必要な額には届いていません。

非正規労働者の一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。コロナ感染症拡大や物価の高騰による生活必需品の値上がりは、低所得者層の生活に大きな影響を及ぼしています。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題です。千葉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、千葉県の最低賃金を1,500円へと引き上げる方向で審議を行っていただきたい。直ちに1,500円にできない場合は、1,500円に到達する目標を明らかにし、今年度の引き上げ額を答申していただきたい。

以上